

(書類その他の物件の提出要求の申立て)

第十五条 審理関係人が、読替え後の行政不服審査法第三十三条に規定する物件の提出要求の申立てを行うときは、次に掲げる事項を明示して行わなければならない。

- 一 書類その他の物件の表示
- 二 書類その他の物件の所在及び所持人
- 三 証明しようとする事実

(参考人の陳述の申立て)

第十六条 読替え後の行政不服審査法第三十四条に基づく参考人の陳述の申立ては、陳述を求めようとする事項を明示して行わなければならない。

(鑑定の申立て)

第十七条 読替え後の行政不服審査法第三十四条に基づく鑑定の申立ては、鑑定を求めようとする事項を明示して行わなければならない。

(呼出状)

第十八条 自治紛争委員は、参考人又は鑑定人に出席を求めるときには、次に掲げる事項を記載した呼出状によつて行わなければならない。

- 一 事件の要旨
- 二 出席すべき日時及び場所
- 三 陳述又は鑑定を求めようとする事項
- 四 その他必要と認める事項

(参考人の審尋)

第十九条 参考人の審尋については、自治紛争委員が特に必要と認める場合には、審理関係人を立ち会わせることができる。この場合においては、審理関係人は、代表自治紛争処理委員の許可を得て、参考人を審尋することができる。

(検証の申立て)

第二十条 読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項に基づく検証の申立ては、検証の場所及び目的を明示して行わなければならない。

第二十一条 自治紛争処理委員は、物件の提出要求等を行うときは、自治紛争処理委員の審理期日についてもこれを行なうことができる。

(合議)

第二十二条 次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第五条第二項の規定による当事者に出席を求める決定(第六条第四項の規定により準用して行う決定を含む)。
- 二 第七条の規定による審理関係人が出席する審理の公開の決定
- 三 第十三条の規定による物件の提出要求等の申立ての期限の決定
- 四 第十八条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定
- 五 第十九条の規定による参考人の審尋について審理関係人の立会いを認める決定
- 六 第二十条第一項の規定による検証について審理関係人の立会いを認める決定

(代表自治紛争処理委員が行う事項)

第二十三条 次に掲げる事項は、代表自治紛争処理委員が行うものとする。

- 一 読替え後の行政不服審査法第二十九条第一項の規定による処分庁への審査請求書又は審査請求書の写しの送付
- 二 読替え後の行政不服審査法第二十九条第五項の規定による審査請求人及び参加人への弁明書の提出の求め
- 三 読替え後の行政不服審査法第二十九条第五項の規定による審査請求人及び参加人への弁明書の送付

- | | |
|---|--|
| <p>四 読替え後の行政不服審査法第三十条第一項の規定による反論書を提出すべき期間の決定</p> <p>五 読替え後の行政不服審査法第三十条第二項の規定による意見書を提出すべき期間の決定</p> <p>六 読替え後の行政不服審査法第三十条第二項の規定による参加人及び処分庁への反論書の送付</p> <p>並びに審査請求人及び処分庁への意見書の送付</p> | <p>七 読替え後の行政不服審査法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定</p> <p>八 読替え後の行政不服審査法第三十一条第四項の規定による申立ての陳述の制限</p> <p>九 読替え後の行政不服審査法第三十一条第五項の規定による申立ての発問の許可</p> <p>十 読替え後の行政不服審査法第三十五条第二項の規定による検証の日時及び場所の決定</p> <p>十一 読替え後の行政不服審査法第三十八条第二項の規定による提出書類等の提出人からの意見聴取</p> <p>十二 読替え後の行政不服審査法第三十八条第二項ただし書の規定による提出書類等の提出人の意見を聽かないとの決定</p> <p>十三 読替え後の行政不服審査法第四十一条第三項の規定による自治紛争処理委員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定期日の決定</p> <p>十四 令第七百七十八条の二第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第九条の規定による通話者及び通話先の場所の確認</p> <p>十五 次条の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行規則(平成二十八年総務省令第五号)。次号において「読替え後の行政不服審査法施行規則」という。第一条の規定による場所の指定</p> <p>十六 読替え後の行政不服審査法施行規則第四条第三号の規定による自治紛争処理委員意見書とともに提出する書類の決定</p> <p>(行政不服審査法施行規則の規定の適用に関する読替え)</p> <p>十七 読替え後の行政不服審査法施行規則の規定の適用については、同令第一條及び第四条中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。</p> <p>第 四 章 法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て、審決の申請等があつた場合の審理</p> <p>(審査の申立て等への審査請求に関する規定の準用)</p> <p>第 二 十 五 条 第三章の規定(前条の規定を除く。)は、法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請(次条において「審査の申立て等」という。)について準用する。</p> <p>(審査の申立て等への行政不服審査法施行規則の規定の準用等)</p> <p>第 二 十 六 条 審査の申立て等についての次条において準用する行政不服審査法施行規則の規定の適用については、同令第一條及び第四条中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。</p> <p>第 二 十 七 条 前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第四条までの規定を準用する。</p> |
|---|--|

第一 条 (施行期日)

附 則 抄

この省令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。